

久喜市議会
令和3年2月定例会
議員提出議案

議 案 目 録

議員提出第 1 号	久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例	1
議員提出第 2 号	久喜市議会会議規則の一部を改正する規則	2
議員提出第 3 号	久喜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する 条例	4
意見第 1 号	北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書	5
意見第 2 号	消費税率を 5% に減税することを求める意見書	7
意見第 3 号	後期高齢者の医療費 2 割負担は止めて、「原則 1 割」の維持継続 を求める意見書	9
意見第 4 号	非正規労働者の不合理な待遇格差の是正等を求める意見書	11
意見第 5 号	福島第 1 原発放射能汚染処理水の周辺環境への放出に反対する 意見書	13

議員提出第 1 号

久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 3 年 3 月 3 日

提出者 久喜市議会議員
岡 崎 克 巳
宮 崎 利 造
上 條 哲 弘
杉 野 修
猪 股 和 雄

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例

久喜市議会委員会条例（平成 22 年久喜市条例第 224 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 1 項中「署名又は記名押印を」を「記名」に改め、同条第 2 項中「署名又は記名押印」を「記名」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

議会における手続きの簡素化を図るため、この案を提出するものであります。

議員提出第2号

久喜市議会会議規則の一部を改正する規則

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年3月3日

提出者 久喜市議会議員
杉野修
宮崎利造
上條哲弘
岡崎克巳
猪股和雄

久喜市議会議長 春山千明 様

久喜市議会会議規則の一部を改正する規則

久喜市議会会議規則（平成22年久喜市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「傷病、その他の事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「出産又は育児」を「出産」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠のときは14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第1項中「傷病、その他の事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「出産又は育児」を「出産」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠のときは14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第139条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願書」を「前2項の請願書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、請願者が法人の場合の請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

議会における欠席事由等の明確化及び手続きの簡素化を図るため、この案を提出するものであります。

議員提出第3号

久喜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年3月3日

提出者 久喜市議会議員

猪 股 和 雄

宮 崎 利 造

上 條 哲 弘

岡 崎 克 巳

杉 野 修

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

久喜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

久喜市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年久喜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

議会における手続きの簡素化を図るため、この案を提出するものであります。

意見第1号

北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年3月3日

提出者 久喜市議会議員

上 條 哲 弘

宮 崎 利 造

岡 崎 克 巳

杉 野 修

猪 股 和 雄

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮が日本人の拉致を認め、謝罪した2002年の日朝首脳会談後、5名の拉致被害者とその家族の帰国が実現しました。しかし、そこから20年近い年月が経過し、令和の時代となった現在に至っても、政府認定の拉致被害者12名は、いまだ北朝鮮に残されたままです。また、拉致の可能性を排除できないとして、全国の都道府県警が捜査・調査をしている特定失踪者は2020年10月現在で875名にのぼります。

拉致問題に進展が見られない中、拉致被害者及びその御家族の高齢化が進んでおり、解決へは一刻の猶予も許されない状況です。昨年2月には、有本恵子さんの母・有本嘉代子さんが、6月には横田めぐみさんの父・横田滋さんが逝去されました。最愛の家族との再会がかなわなかった無念は、察するに余りあります。

菅総理は、就任記者会見で、拉致問題に対して「不退転の決意で、自ら先頭に立って取り組んでいきたい」「米国などの関係国と緊密に連携する」と述べており、全ての拉致被害者の一日も早い帰国に向け、全力を挙げる考えを示しました。また、拉致問題担当大臣に再度就任した加藤官房長官も、会見において、米国など関係国としっかりと連携をとっていく考えを示し、「拉致問題は、菅内閣においても、最重要課題である」「もはや一刻の猶予もない」と解決に意欲を示しています。

拉致問題は、重大な人権侵害であるとともに、我が国の国家主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。拉致問題の全面解決は、日本国民全体の願いであり、国民一人一人の生命と財産を守ることは、国家が取り組むべき最も重要な責務です。

よって、久喜市議会は市民とともに、国に対し、北朝鮮による拉致問題の早期解決を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

久 喜 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣
外 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官
拉 致 問 題 担 当 大 臣

あて

意見第2号

消費税率を5%に減税することを求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2021年3月3日

提出者 久喜市議会議員
石田利春
平間益美
賛成者 久喜市議会議員
川辺美信

久喜市議会議長 春山千明 様

消費税率を5%に減税することを求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大が世界でも日本でも経済を大きく揺さぶる中で、消費税（付加価値税）を減税する国が相次いでいます。原則としてあらゆる物品とサービスに課税される消費税の税率を引き下げるとは、国民の負担を軽減し、消費を刺激し、中小企業などの売りに貢献する効果的な政策です。消費税の減税に踏み切った国や地域は50以上にのぼり、イタリアやフランスなどでは医療用品を減税しています。小規模事業者に対し納税を減免している国もあります。コロナ禍のもとで消費税を減税するのは世界の流れです。

日本でも消費税は、食料など生活必需品や光熱水費など暮らしに不可欠な支出に幅広く課税されており、コロナ禍で苦境にあえぐ国民にとって消費税減税は極めて切実です。しかも消費税は、所得の低い人ほど、負担率が重くなる逆進性があります。消費税を引き下げるとは、コロナで大打撃を受けている国民にとって大きな支援となり、直接給付と同じ役割を果たします。先般、わが国では緊急事態宣言が再び出され、暮らしへの影響が長期にわたって深刻化する危険が現実になっています。今こそ、消費税率5%への減税に踏み出すべきです。日本経済を立て直し「コロナ恐慌」を引き起こさないために、思い切った対策をとることが不可欠です。

資産1000億円以上の富裕層は、コロナ禍の中で約14兆円から約22兆円へ総資産を増やしています。大企業も内部留保を積み上げています。大もうけしている富裕層

と大企業に応分の負担を求めて財源を確保し、消費税を減税することは、公正・公平の税制を確立する上でも必要です。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
あて

意見第3号

後期高齢者の医療費2割負担は止めて、「原則1割」の維持継続を求める
意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2021年3月3日

提出者 久喜市議会議員
渡辺昌代
杉野修
賛成者 久喜市議会議員
田中勝

久喜市議会議長 春山千明様

後期高齢者の医療費2割負担は止めて、「原則1割」の維持継続を求める
意見書

政府は、75歳以上の高齢者の医療費窓口負担について、患者本人に2割負担の導入を決めました。全世代型社会保障検討会議（議長・菅首相）が最終報告に盛り込み、昨年12月15日に閣議決定したものです。しかし、国民世論は違います。日本医師会の中川俊男会長は、会見で、新型コロナの感染拡大で受診控えによる健康への影響が懸念される中、負担割合の引き上げは「さらなる受診控えを生じさせかねない」「高齢者に追い打ちをかけるべきではない」「そもそも現行の1割を2倍にする議論自体が問題だ」と厳しく指摘しています。こうした声に逆らい、2割への負担増方針を決定した政府の姿勢は重大です。最終報告では、2割負担の対象について、年収200万円以上、夫婦とも75歳以上の世帯で年収320万円以上としました。約370万人が該当します。久喜市では5575人・3807世帯（比率では25.95%）の方が該当してまいります。負担増の実施日は、2022年10月から23年3月までの間としました。

政府は2割負担の最大の口実に「若い世代の保険料上昇を少しでも減らす」ことを挙げています。これは、議論のすり替えであり、政府の責任放棄です。高齢者の医療費を若い世代に肩代わりさせる後期高齢者医療制度の仕組みをつくったのは今の与党です。医療費に占める国庫負担分は、老人保健制度が始まった1983年の45%から35%に減少しました。公費負担を減らすため、75歳以上を無理やり一つの独立した制度に

押し込み、年齢で差別する後期高齢者医療制度の害悪は明らかです。2割負担の押し付けに道理はありません。若い世代の負担軽減というなら、少なくとも国庫負担を45%に戻し、国としての公的役割を果たすべきです。受診控えなどで高齢者に必要な医療が行き届いていないことこそ問題です。また、制度開始以来続けてきた低所得者への軽減特例の廃止も暮らしに追い打ちをかけています。

高齢者を含めた全ての世代の社会保障を拡充させることが必要です。2割負担導入は撤回し、「原則1割」を継続し、高齢者の命と健康を守るべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
厚生労働大臣

意見第4号

非正規労働者の不合理な待遇格差の是正等を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2021年3月3日

提出者 久喜市議会議員
川 辺 美 信
賛成者 久喜市議会議員
渡 辺 昌 代
猪 股 和 雄

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

非正規労働者の不合理な待遇格差の是正等を求める意見書

2020年10月、最高裁判所は、正社員との待遇の格差是正を求める5件の訴訟について、各種手当や休暇については、企業側の差別的扱いの違法性を認めました。一方、賞与（一時金）と退職金については、待遇格差の内容次第では「不合理とされることがあり得る」と述べてはいるものの、不合理とは認めませんでした。

非正規労働者は2000万人を超え、労働者の4割を占めており、男性雇用者の22%、女性雇用者の54%となっていますが、平均給与（年額）は正規のほぼ3分の1となっています。基本給が低水準であることに加え、一時金の有無も格差の大きな要因となっています。

新型コロナウイルス感染症拡大によって、非正規労働者は真っ先に解雇や雇い止めに遭うなど、雇用格差が浮き彫りになっています。同一労働同一賃金は、2020年4月から大企業に適用され、今年4月からは中小企業も対象となりますが、10年、20年と正社員と同じような働き方をしているにもかかわらず一時金も退職金もないというのは、あまりにも不合理と言わざるを得ません。

格差是正・均等待遇の実現は、喫緊の課題であり、非正規労働者の処遇を改善することは、企業にとって人材の確保に資するとともに、個人消費の裾野を広げ、ひいては景気回復にもつながります。

よって国会及び政府においては、同一労働同一賃金を進める観点から、非正規労働者が一時金や退職金を受け取ることができるようにするために、実効性ある法制度となるよう、下記の事項の実現を強く求めます。

記

- 1 非正規労働者と正規労働者との不合理な待遇差の是正に向け、実効性ある法制度となるよう、関連法案の改正等を進めること。
- 2 経営の厳しい環境にある中小企業に対して、非正規労働者の昇給制度の導入等の賃金アップや処遇改善に取り組みやすくするためのさまざまな支援のあり方について、十分に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
厚生労働大臣
経済産業大臣
内閣官房長官

意見第5号

福島第1原発放射能汚染処理水の周辺環境への放出に反対する意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2021年3月3日

提出者 久喜市議会議員
猪股和雄
賛成者 久喜市議会議員
川辺美信
田村栄子
石田利春

久喜市議会議長 春山千明 様

福島第1原発放射能汚染処理水の周辺環境への放出に反対する意見書

東京電力福島第1原子力発電所の事故により発生し、現在も増え続ける多核種除去設備等処理水（放射能汚染処理水）について、昨年、経済産業省「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」は、水蒸気放出及び海洋放出が現実的な選択肢であり、海洋放出がより実施しやすいとの報告書を公表した。

経済産業省は、今後、政府として処理水の取扱い方針を決定するとして、同年4月から地元自治体や農林水産業者などの関係者から意見聴取を実施した。このうち、福島県漁業協同組合連合会、福島県森林組合連合会及び福島県農業協同組合中央会、福島県水産加工連合会、全国漁業協同組合連合会などは明確に反対を表明した。その他の関係機関や自治体首長からは、風評被害に対する具体策の提示や正確な情報発信の徹底が挙げられた。また、福島県の市町村議会では10月までに、県内自治体の7割にあたる41市町村が海洋放出に反対または慎重に議論すべきとの決議を行っている。また、経産省が全国民に向けて行ったパブリックコメントには4011件の意見が提出され、その多くが「処理水の安全性への懸念」「合意プロセスへの懸念」を表明している。世界からも反対の意見書や声明が政府に寄せられている。

現在タンクに貯蔵されている処理水の約7割に、告示濃度限度を上回る放射性物質が残っており、このまま海洋放出が実施されることとなれば、原発事故からの復興に向けて取り組んできた福島県民の努力が振り出しに戻ってしまう。そして、海はつながって

いる。放射性物質による汚染は、福島県に留まるものではない。これは福島県だけの問題ではなく、日本全体の問題であり、ひいては福島第1原発事故による環境汚染と海洋汚染をこれ以上拡大しないように求める世界の人々の、日本政府への疑念を増幅させることにもつながる。

放射能汚染処理水の水蒸気放出及び海洋放出の強行は、原発事故により多大な被害に苦しむ福島県民に更なる被害を与え、また日本国民の多くの懸念を無視するものである。したがって、福島第1原発放射能汚染処理水の水蒸気放出及び海洋放出に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
経済産業大臣 あて
復興大臣
環境大臣